

令和 8 年度新規就農・新規参入実施方針

1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、新規就農・新規参入を推進するため、また農業委員会による最適化活動の推進等についての目標を達成するための具体的な活動方法を定めるものです。

2 新規就農の促進

- ① 農家の後継者、青年、女性、定年帰農者、U I J ターン者等の新規就農希望者に農業委員会、市、普及センター等の関係機関が連携して就農を促進します。
- ② 新規就農にあたり農地が必要な場合は、就農候補地のあっせんや農地所有者を仲介します。
- ③ 新規就農者の就農希望に速やかな対応ができるよう定期的に空きハウス調査を行います。
- ④ 次代の担い手の掘り起こしを行います。
- ⑤ 新規就農者の地域への溶け込みを支援します。
- ⑥ 農地法の下限面積要件の廃止により、小規模面積でも新規就農が可能となっている。小規模新規就農及び段階的規模拡大について農業技術や知識を習得できるよう支援し、持続可能な農業を実践できるような活動を行います。

3 新規参入の促進

- ① 農地所有適格法人以外の一般企業は貸借（解除条件付）で農地権利を取得することが可能となっており、企業参入事例や農地の情報提供等の支援を行います。
- ② 一般企業が農地の権利を取得する場合は、地域との調和を図る必要があることから地域集落への溶け込みを支援します。
- ③ 新規参入の情報を収集し、地域計画の目標地図へ反映するなど市及び関係機関に情報提供します。

4 農業委員会による最適化活動の推進等についての目標達成について

- ① 農地の所有者から、新規就農・新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得て情報提供を行うことにより、円滑な受け入れ態勢の構築を目指します。
- ② 市町村等、関係機関が実施する新規就農・参入相談会に積極的に参加します。また、受け入れ後のフォローアップを行います。